

あおり運転は犯罪！一発免許取消！

令和2年6月30日施行
 道路交通法一部改正 妨害運転罪が創設されました！！

① 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、執拗に**一定の違反**を繰り返し、交通の危険を生じさせた場合に適用。

- ・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・違反点数25点（免許取消し・欠格期間2年）

② 妨害運転（著しい交通の危険）

①の妨害運転をし、高速自動車国道等で他の自動車を停車させるなど、道路における著しい交通の危険を生じさせた場合に適用。

- ・5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・違反点数35点（免許取消し・欠格期間3年）

自転車の危険行為に「妨害運転」が追加！！

14歳以上の方が3年以内に2回以上自転車の危険行為で摘発されると自転車運転者講習の受講が命じられます！

自転車の危険行為

- ・信号無視
- ・歩行者用道路での歩行者妨害
- ・路側帯での歩行者の通行妨害
- ・優先車両の通行妨害等
- ・環状交差点での安全進行義務違反等
- ・歩道での歩行者妨害等
- ・酒酔い運転
- ・通行禁止道路の通行
- ・遮断踏切への立ち入り
- ・歩道通行や車道の右側通行等
- ・直進車や左折車への通行妨害
- ・一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
- ・ブレーキが不備・不良な自転車の運転
- ・安全運転義務違反

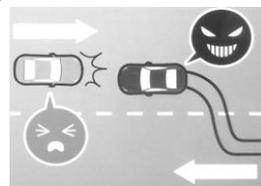


「妨害運転」追加

- ・逆走して進路をふさぐ
- ・ベルを執拗に鳴らす
- ・幅寄せ
- ・車間距離の不保持
- ・進路変更
- ・追い越し違反
- ・不必要な急ブレーキ

一定の違反

妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反



通行区分違反

違反点 2点
 反則金 9,000円（普通車）



急ブレーキ禁止違反

違反点 2点
 反則金 7,000円（普通車）



車間距離不保持（一般道）

違反点 1点
 反則金 6,000円（普通車）



進路変更禁止違反

違反点 1点
 反則金 6,000円（普通車）



追越し違反

違反点 2点
 反則金 9,000円（普通車）



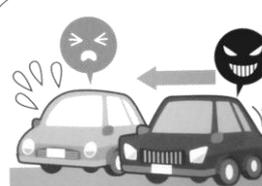
減光等義務違反

違反点 1点
 反則金 6,000円（普通車）



警音器使用制限違反

反則金 3,000円（普通車）



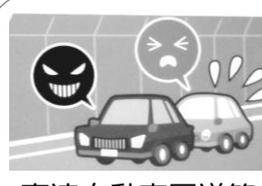
安全運転義務違反

違反点 2点
 反則金 9,000円（普通車）



最低速度違反（高速自動車国道）

違反点 1点
 反則金 6,000円（普通車）



高速自動車国道等駐停車違反

違反点 2点
 反則金 9,000円（普通車）